

平成 22 年審査の目標期間の達成状況等について（公表）

審査期間の目標及びその達成状況について

当委員会は、不当労働行為事件の審査期間の目標を、申立てを受けた日から起算して概ね 1 年以内としています。

平成 22 年中に終結した事件は 2 件あり、いずれも 1 年以内の目標期間内に終結しています。平均処理日数は 296 日でありました。

不当労働行為事件の処理状況等

平成 22 年中の不当労働行為救済申立事件の係属件数は、前年繰越 1 件（対前年増減なし）と新規 2 件（対前年増減なし）の計 3 件（対前年増減なし）です。

平成 22 年中に終結したものは、命令 1 件と和解 1 件の計 2 件で、1 件を翌年に繰り越しました。

事件番号	申立人	申立年月日	終結年月日	申立該当号	申立内容	終結区分	審査委員	参与委員		処理日数
								労	使	
平成 21 年第 1 号	組合	21. 6 .30	22. 6 .21	2 3	誠実団交実施 支配介入禁止	一部救済 命令	白石	松本	廣瀬	357 日
平成 22 年第 1 号	上部組合 組合	22. 4 .13	22.12. 2	1 2 3	不利益取扱撤回 誠実団交実施 支配介入禁止	関与和解	山下	安藤	安尾 山下	234 日
平成 22 年第 2 号	組合	22.12.20		2 3	誠実団交実施 支配介入禁止	（繰越）	山下	安藤	金山	係属

（参考）

労働組合法第 27 条の 18（審査の期間）

労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。